

『古事記』におけるオケ王即位の正当性とイヒトヨ王

Legitimacy of the Enthronement of Oké-ou and Iito-yo-ou

壬生 幸子
Sachiko MIBU

概要

『記』『紀』のオケ王（仁賢天皇）・ヲケ王（顕宗天皇）兄弟の物語には、王統上重要な二王の即位の正当性を語るとともに、王統譜においてとりわけ重要な位置にあるオケの正統性を語る狙いがある。『古事記』は、ヲケとシビの歌垣と、それに続く二王によるシビ討伐のプロットを物語に組み込むことでこの狙いを達成した。二王がシビを武力討伐し、さらにオケが王位継承を宣明することで、二王の即位の正当性とオケの正統性を示している。また、二王の姨・イヒトヨ王の、二王の即位への関与は抑制的に記される。二王はシビ討伐により自らの力で王権を掌握したのであって、そこに日継を知らず王として認められていたはずのイヒトヨ王の関与をみることはできない。

キーワード：オケ王，ヲケ王，イヒトヨ王，清寧天皇，古事記，日本書紀

Abstract

The story of Oké-ou (Emperor Ninkei) and Woké-ou (Emperor Kensou) in *Kojiki* and *Nihon-shoki* aim to explain legitimacy of Oké-ou, who stands in an important position from the history of the emperors. For this purpose, *Kojiki* shows the battle of Oké-ou and Woké-ou against their own servant Shibi. This war, and Oké-ou's announcement to succeed the crown, together contribute to explain legitimacy of the enthronement of theirs. Involvement with this by Iito-yo-ou, their aunt, is described modestly. Although she had been thought to be entitled as a possible successor of the emperor, the story of her nephews extinguished this entitlement of hers in *Kojiki*.

Keywords: Oké-ou, Woké-ou, Iito-yo-ou, Emperor Seinei, *Kojiki*, *Nihon-shoki*

はじめに

『古事記』真福寺本は、下巻の「履中記」以降、「雄略記」と「武烈記」を除き、天皇記冒頭に「子、伊耶本和氣王」（「履中記」）、「弟、水齒別命」（「反正記」）のような形で、前代の天皇との続柄を示すことを原則としている（子、御子、弟、妹）¹。これは王統が親から子へ、または兄から弟妹へと継がれたことの表明で、そのまま王統譜となり得るものであろうが、3例の例外がある。①「伊弉本別王（履中天皇）の御子、市邊忍齒王の御子、袁祁之石巢別命（顕宗天皇）」（「顕宗記」）、②「袁祁王（顕宗天皇）の兄、意富祁王（仁賢天皇）」（「仁賢記」）、③「品太王（応神天皇）の五世孫、袁本杼命（継体天皇）」（「継体記」）がそれである。顕宗天皇（①）と仁賢天皇（②）の兄弟は履中天皇の孫だが、父の市邊之忍齒王は天皇位についておらず、前代の清寧天皇には又従兄弟にあたる。『古事記』において顕宗天皇・仁賢天皇と同じく、祖父は天皇だが父が天皇位についていないケースに仲哀天皇があるが、その父は西征・東征に功のある倭建命であって、仲哀天皇

1. オケ・ヲケの物語

1.1 清寧天皇崩御・二王発見からヲケの即位まで

『古事記』と『日本書紀』には、ほぼ同じ筋立ての顕宗天皇・仁賢天皇の物語がある。

その筋立ては、①父王・オシハ（『記』市辺之忍齒王・市辺忍齒別王, 『紀』磐坂市辺押羽皇子・市辺押磐皇子）被殺による、オシハの遺児の二王一兄・オケ（『記』意祁王, 『紀』億計王）と弟・ヲケ（『記』袁祁王, 『紀』弘計王）一の流離、②身分を宣明する弟王の名告りによる二王の発見と上京、③弟王の即位、④父王の御陵造営と、父王の埋葬地を知らせた老嫗の顕彰、⑤父王を殺害した雄略天皇への弟王の復仇の企図と、これに対する兄王の制止、⑥弟王の死と兄王の即位、というものである。ただし②③において、清寧天皇崩御と二王発見・上京の先後と、シビ（『記』志毗臣, 『紀』鮪臣）との歌垣及びシビの討伐のプロットの有無に、『記』『紀』間の構成の相違がある。

一方、二王の即位に関わる人物としてイヒトヨ（表記は『記』『紀』とも飯豊。アラミ、オシヌミなど亦名との関係については後述）が登場し、清寧天皇崩御の後にこの人物が角刺宮で王権に関与した、とする点は『記』『紀』ともに同じである。これらを時系列に従い摘記して示した。（表1）

表1 清寧天皇崩御・二王発見からヲケ王即位までの『記』『紀』の物語の構成 〈注〉(A)～(E)はプロットを示す

古事記	日本書紀
	<ul style="list-style-type: none"> ・清寧天皇、子の無いことを恨み、白髮部舎人・白髮部膳夫・白髮部靱負を置く。（「清寧紀」2年2月）
	(C)
	<ul style="list-style-type: none"> ・播磨国で弘計王の名告りにより、億計王・弘計王を見出す。子の無い清寧天皇は悦び、王嗣とする意図のもとに奉迎させる。（「清寧紀」2年11月・11月是月, 「顕宗即位前紀」清寧2年11月） ・億計王・弘計王、宮中に入る。（「顕宗即位前紀」清寧3年正月）
	<ul style="list-style-type: none"> ・清寧天皇、億計王を皇太子、弘計王を皇子とする。（「清寧紀」3年4月, 「顕宗即位前紀」清寧3年4月） ・飯豊皇女、角刺宮で夫と交わる。（「清寧紀」3年7月）
(A)	(A)
<ul style="list-style-type: none"> ・清寧天皇崩御。 	<ul style="list-style-type: none"> ・清寧天皇崩御。（「清寧紀」5年正月, 「顕宗即位前紀」清寧5年正月）
(B)	(B)
<ul style="list-style-type: none"> ・飯豊王、葛城忍海之高木角刺宮に坐す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・億計王・弘計王、位を譲り合う。（顕宗即位前紀（「清寧紀」5年正月是月）） ・二王の姉の飯豊皇女、忍海角刺宮で臨朝秉政。（「顕宗即位前紀」清寧5年正月是月）
(C)	
<ul style="list-style-type: none"> ・針間国で袁祁王の名告りにより、意祁王・袁祁王を見出す。 ・二王の姨の飯豊王、発見を聞き喜び、宮に上らせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・清寧天皇を河内坂門原陵に葬る。（「清寧紀」5年11月） ・飯豊皇女崩。葛城埴口丘陵に葬る。（顕宗即位前紀（「清寧紀」5年11月））
(D)	
<ul style="list-style-type: none"> ・袁祁王と平群臣の祖・志毗臣との大魚をめぐる歌垣の闘。 ・袁祁王・意祁王、軍を興して志毗臣を討伐する。 	<ul style="list-style-type: none"> →【『日本書紀』になし。ただし「武烈紀」に、武烈天皇と平群鮪臣との影媛をめぐる歌場の争いと鮪臣討伐が叙述される。】
(E)	(E)
<ul style="list-style-type: none"> ・意祁王・袁祁王、天皇位を譲り合う。 ・袁祁王即位する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・億計王、弘計王に即位を薦める。（「顕宗即位前紀」清寧5年12月） ・大臣・大連が即位を薦め、弘計王即位する。（「顕宗紀」元年正月）

まず、清寧天皇崩御と二王発見・上京の先後がもたらす『記』『紀』の違いを確認しておく。『古事記』では、清寧天皇崩御後にイヒトヨが葛城の忍海の角刺宮に坐すときに、針間国で二王が発見される。これを聞き歓んだイヒトヨの指示により二王は上京する。一方『日本書紀』では、播磨国で二王が発見され、これを聞き喜んだ清寧天皇の指示により二王は上京し、天皇によってオケは皇太子、ヲケは皇子として認められる。つまり、清寧天皇在世中に二王が発見される『日本書紀』では、先述した清寧天皇と二王の血の繋がりの薄さを、子を持たない天皇自身が二王を王族と認め、さらにオケへの王位継承の意志を明らかにすることで補い、オケ・ヲケの即位の正当性とオケの正統性を保証している。これに対し、清寧天皇による保証という設定を持たない『古事記』は、プロット (D) 一ヲケとシビの歌垣及び二王によるシビの討伐一により、これを語る手法を採るものと考えられる。

1.2 群臣の存在

ここで、『記』『紀』ともに清寧天皇崩御の後に忍海の角刺宮で王権に関わり、またオケ・ヲケの即位に関わったことが記されているイヒトヨの登場の経緯をあらためたい。

『古事記』においてオケ・ヲケ二王の発見時に、『日本書紀』の清寧天皇に対応する立場にいたのは、「日継を知らず王」にふさわしい者として見出されたイヒトヨである。「日継」は『古事記伝』に「此は天津日アマツヒノ大御神の大御任を受傳オホミヨサシ ウケツタヘ坐て、其大御業を嗣々に知看す由の御称なり」³とあり、「日の御子として血統を受け継ぐことを表す。皇統の正統性を確認する語」⁴とされる。ところが、イヒトヨが天皇でないことは明白である。『古事記』の天皇条は統治記事（「○○命（王），坐○○宮，治天下也」）と、宝算・御陵記事（「天皇御年○○歳。御陵在○○也」）を持つが、イヒトヨの記事（下掲 (B)）には王名と宮名はあるものの、「治天下也」という表現はない。また『古事記』のイヒトヨには薨去の記述がなく、宝算・御陵記事もない。

次に、前節表1の (A) ~ (D)、およびヲケ即位までの部分にあたる『古事記』の「清寧記」を引用する⁵。行頭の (A) ~ (D) は表1に対応する。下線ア〜クは、以降の引用の際の便宜による。小書双行または小書縦書きの注は [] で示す（以下同じ）。

- (A) 御子、白髮大倭根子命、坐伊波礼之甕栗宮、治天下也。此天皇、無皇后、亦無御子。故、御名代定白髮部。
- (B) ア 故、イ 天皇崩後、無可治天下之王也。
- イ 於是、問日継所知之王、市邊忍齒別王之妹、忍海郎女、亦名飯豊王、坐葛城忍海之高木角刺宮也。
ウ 尔、山部連小楯、任針間国之宰時、到其国之人民、名志自牟之新室樂。於是、盛樂、酒酣以次第皆舞。故、燒火少子二口、居竈傍、令儻其少子等。尔、其一少子曰「汝兄先儻」、其兄亦曰「汝弟先儻」。如此相讓之時、其會人等、咲其相讓之狀。尔、遂兄儻訖、次弟儻時、為詠曰、
- (C) 物部之、我夫子之、取佩、於大刀之手上、丹畫著、其緒者、載赤幡、立赤幡、見者、五十隱、山三尾之、竹矣詞岐 [此二字以音] 茹、末押麿魚簀、如調八絃琴、エ 所治賜天下、伊耶本和氣、天皇之御子、市邊之、押齒王之、奴末。
- 尔即、小楯連聞驚而、自床墮轉而、追出其室人等、其二柱王子、坐左右膝上泣悲而、集人民作假宮、坐置其假宮而、貢上驛馬。オ 於是、其姨飯豊王、聞歎而、令上於宮。
- カ 故、將治天下之間、平群臣之祖、名志毗臣、立于歌垣、取其袁祁命將婚之美人手。其孃子者、菟田首等之女、名大魚也。尔、袁祁命亦立歌垣。於是、志毗臣歌曰、
- 意富美夜能 袁登都波多傳 湏美加多夫祁理。
- 如此歌而、乞其歌末之時、袁祁命歌曰、
- (D) 意富多久美 袁遲那美許曾 湏美加多夫祁礼。
- 尔、志毗臣亦歌曰、
- 意富岐美能 許、呂袁由良美 淤美能古能 夜弊能 斯婆加岐 伊理多、受阿理。
- 於是、王子亦歌曰、

斯本勢能 那袁理袁美礼婆 阿菴毗久流 志毗賀波多傳尔 都麻多弓理美由。

尔、志毗臣愈怒歌曰、

意富岐美能 美古能志婆加岐 夜布士麻理 斯麻理母登本斯 岐礼牟志婆加岐 夜気牟志婆加岐。
如此歌而、闕明各退。明旦之時、^キ意祁命・袁祁命二柱議云、「凡朝廷人等者、旦者参赴於朝庭、晝集於志毗門。亦今其門無人。故、非今者難可謀。」即興軍圍志毗臣之家、乃殺也。

- (E) 於是、二柱王子等、各相讓天下。意富祁命、讓其弟袁祁命曰、「住於針間志自牟家時、汝命不兼顯名者、更非臨天下之君。是既為汝命之功。故、吾雖兄、猶汝命先治天下。」而、堅讓。故、不得辞而、袁祁命先治天下也。

イヒトヨがあらわれる経緯を記す冒頭部分では、清寧天皇崩御後に天下を治めるべき王がない（ア）という状況を受け、「於是、問日繼所知之王、市邊忍齒別王之妹、忍海郎女、亦名飯豊王、坐葛城忍海之高木角刺宮也」（イ）というわかりにくい文が続く。

「問」は、「問は、^{トフニ}斗布爾と訓べし、求め尋ぬる意なり」（『古事記伝』）⁶ という解釈が通説となっており、日繼を知らず王を求め尋ねた、という意に解されている。「問」の語義を『岩波古語辞典』⁷ は、「何・何故・如何に・何時・何処・誰などの疑問・不明の点について、相手に直接ただして答えを求める意。従って、道をきき、占いの結果をたずね、相手を見舞い、訪問する意の場合も、その基本には、どんな状態かと問いたです気持がある。」と踏み込んで解説している。『古事記』の「問」の用例もすべてこの解説に当たると考えられるが、当該の文脈では誰が誰に問うたかは曖昧である。

この点を明確にしようとしたのは折口信夫で、「日繼知らさむ王を、市邊忍齒別王之妹、忍海郎女に問ふ。亦の名飯豊王、葛城の忍海の高木の角刺宮に坐す」と訓み、問う者を「廷臣たち」、問われる者を「宮廷高巫」のイヒトヨとした⁸。この解は、文が「亦名」から始まるとみるのは不自然であること、イヒトヨに巫女的な叙述が伴わないことから採れないが、問う者を「廷臣たち」とみることには後に述べる理由から適切であると考えられる。ほかに臣下の関与を明示する注釈に『日本古典文学全集』があり、「この主語は清寧紀に見える大伴大連室屋・平群大臣真鳥らの重臣であろう」⁹ としている。室屋も真鳥も『古事記』にはあらわれない人物であって、「清寧紀」を直接に結びつけて解するのは妥当でないが、複数の臣下^{いま}が関与したという指摘は適切であろう。『新編日本古典文学全集』は「坐」に「主語は臣下」と注し、「坐せき」と付訓し、イヒトヨを「葛城の忍海の高木角刺宮にお迎えした」と訳すが¹⁰、このことから推すと「問」の主語も臣下と解しているものと思われる。

ここで、『古事記』下巻の天皇空位期に、即位に関与する群臣の存在が窺える例があることに注意したい。

- (1) 天皇初為將所知天津日繼之時、天皇辞而詔之、「我者有一長病。不得所知日繼」。然、大后始而諸卿等、因堅奏而、乃治天下。（「允恭記」）
- (2) 天皇崩之後、定木梨之輕太子、所知日繼未即位之間、姦其伊呂妹輕大郎女而、歌曰、（中略）。是以、百官及天下人等、背輕太子而、歸穴穗御子。（「允恭記」）
- (3) 故、天皇崩後、無可治天下之王也。於是、問日繼所知之王、市邊忍齒別王之妹、忍海郎女、亦名飯豊王、坐葛城忍海之高木角刺宮也。（「清寧記」、当該例）
- (4) 天皇既崩、無可知日統之王。故、品太天皇五世之孫、袁本杼命、自近淡海国、令上坐而、合於手白髮命、授奉天下也。（「武烈記」）

(1) は反正天皇崩後、允恭天皇が病を理由に即位を辞退するのに対し、大后と「諸卿等」が強く薦め、天皇は天下を治めることになったという。(2) では允恭天皇崩後、即位予定者の軽太子が同母妹と不倫の関係を結んだために「百官及び天下の人等」が背き、穴穗御子（安康天皇）に帰服したという。諸卿・百官は不特定複数の官人をあらわす語であるから、ともに群臣の支持が即位を保証しているものと解される。(4) は

武烈天皇の崩後、日継を知らすべき王がなく、応神天皇五世孫の袁本杼命（継体天皇）を近淡海国から上らせ、仁賢天皇の女・手白髪命と婚を結ばせ、天下を授けたという。「授け奉りき」とあるので、天下を授けた者は臣下であると解される。(1)(2)には諸卿・百官という語があり、(4)は敬語表現から臣下の関与が窺われるのに対し、(3)の書きぶりは曖昧である。だが、(3)(4)はともに天皇崩後、天下を統治する王がないという、まさしく王統の危機である。(1)(2)の例に照らして群臣の関与を想定することが適切であり、『古事記』のイヒトヨは、「日継を知らす王」にふさわしい者という群臣の承認のもとに角刺宮にいたと解することが妥当と考える。

1.3 オケ・ヲケの即位の正当性

『古事記』のイヒトヨは、前節で述べたように群臣の承認のもとに角刺宮にある。そこで山部連小楯を針間国の宰に任じる(2節引用本文、ウ)という政事を行っているのであるから、天皇でないとはいえ、天皇に準じる地位にあるとみてよい。小楯は針間国でのヲケの名告り—「天の下治めたまひし伊耶本和氣天皇の御子、市邊の押齒王の奴末」(2節引用本文、エ)を聞き驚く。この名告りは、履中天皇→オシハ→ヲケの血統を宣明したもので、「顕宗記」冒頭の「伊弉本別王の御子、市邊忍齒王の御子、袁祁之石巢別命」というヲケの統柄記事と軌を一にする。二王を王胤と知った小楯は、馱使を立ててイヒトヨに報告する。その後の経緯は、「是に其の姨、飯豊王、聞き歎びたまひて、宮に上らしめたまひき」(2節引用本文、オ)の文と「故、天の下治めたまはむとせし間に」(同、カ)の文が直結するため、二王が王統を継ぐことはイヒトヨの意志によるものと読めるが¹¹、これ以後イヒトヨは物語のなかにあられない。

そして平群臣の祖・シビが歌垣に立ち、ヲケが婚姻を結ぼうとしていた美人の手を取り、衆人環視の場でヲケに闘を挑むという事件が起きる。歌垣はヲケの優勢のうちに終わるが¹²、その後二王は相談のうえ、軍を興してシビを討伐する。

注目すべきは、歌垣の後の二王の議に「凡そ朝庭の人等は、且には朝庭に参赴き、昼には志毗が門に集へり。また今は、志毗必ず寝ねてあらむ。またその門に人も無けむ。故、今にあらずは謀るべきこと難けむ」(2節引用本文、キ)とあることである。群臣が朝は朝廷に、昼はシビの門に集まるという叙述はシビの衆望をあらわしており、これを背景にシビは衆人環視のなかでヲケに歌垣の闘を挑んだのである。二王即位前のことであり、イヒトヨの薨去記事もないことから、イヒトヨ執政下のことと解される。この事態には、二王が王統を継ぐことへの群臣の反発ないしは離反を思わせるところがある。

こうした事態を、二王はシビを討伐することによって打開する。武力を行使して王と臣下の秩序を正すことで、自らの即位を正当化し、王位につくのである。そもそも二王が自ら「即ち軍を興して、志毗臣が家を囲みて、すなはち殺しき」という行動をとらねばならなかった背景には、日継を知らす王として群臣に擁立されたはずのイヒトヨの後退がある。シビとヲケの歌垣とその後のシビ討伐は、二王が「天の下治めたまはむとせし間」に起きているとの文脈であるから、イヒトヨ執政下のできごとであり、イヒトヨには二王への王位継承を保証する力がないものと解される。

清寧天皇が二王の正統性を認める筋立てを持つ『日本書紀』に対し、『古事記』は歌垣のエピソードを組み込むことで¹³二王自身によるシビ討伐という筋立てを持ち込み、その後の二王の即位を正当化したものと考えられる。

1.4 オケの正統性

このプロット(D)を「皇位継承の問題に関わる物語」として読み解いた石田千尋¹⁴は、歌謡の分析から、このプロットが、「言葉」と「武」の力を備えたヲケの「皇太子としての正統性」を語るものと捉え、歌垣におけるシビの挑発の真意は「突如皇位継承者として現れたヲケに対する牽制と挑戦」にあったと解している。だが、プロット後半のシビ討伐の主体は二王であり(2節引用本文、キ)、ヲケのみが主体ではない。またシビ討伐後の二王の互譲において、オケがヲケに譲る理由として挙げるのは針間国におけるヲケの名告

りの功績であって（2節引用本文，ク），歌垣については言及がない。

たしかに，歌垣のエピソードの存在により，『古事記』は針間国での名告りと合わせてヲケの存在を顕在化させている。『記』『紀』のオケ・ヲケの物語はヲケの名告りによって事態が劇的に動くのだが，さらに『古事記』ではヲケが歌垣に立ったことで，事態は二王の即位に向けて一気に動く。つまり『古事記』におけるヲケは，『日本書紀』におけるよりも，物語を展開させる人物としての機能が増幅されている。だが見逃してはならないのは，シビ討伐後の二王の議において「針間の志自牟が家に住みし時に，汝命，名を顕したまはずけば，更に天の下に臨む君にあらずあらし。是れ既に汝命の功ぞ。故，吾は兄にはあれども，猶，汝命先に天の下を治めたまへ」（2節引用本文，ク）と述べ，ヲケの即位を決定し，またその後の自らの即位まで決定しているのは，兄のオケだということである。そして，これはオケが一人宣言したものである。イヒトヨの擁立においてみられたような群臣の関与は記されない。オケ・ヲケは，シビを討つことで群臣を従えたということであるから，オケの決定に群臣の関わる余地はない。

これに対し『日本書紀』では，ヲケの即位を決したのはオケのみでなく，群臣も関与する。「百官，大きに会へり。皇太子億計，天子の璽を取りて，天皇の坐に置きたまふ。再拜みて諸臣の位に従きたまひて曰はく，『此の天子の位は，有功者，以て処るべし。貴きことを著して迎へられたまひしは，皆弟の謀なり』とのたまふ。天下を以て天皇に譲りたまふ」（「顕宗即位前紀」清寧5年12月）と，百官会同の場でオケがヲケに譲るところから始まり，ヲケの辞退とオケのさらなる薦めを経て，翌年正月朔日に大臣・大連等がヲケに「皇太子億計，聖徳明に茂にして，天下を譲り奉りたまふ。陛下，正統にまします。（中略）兄の命を奉けて，大業に承統ぎたまへ」と即位を薦め，ようやく即位に至るのである。この文脈におけるオケは，位を譲ることでヲケの即位を決してはいるが，その後の自らの即位までは決定していない。またオケの譲りだけではヲケの即位は達成されない。二王の互譲という事態を受けながら，亡き清寧天皇が二王を皇太子・皇子と定めたことに則り，群臣の支えのもとに王位継承は整然と進行するのである。『記』『紀』を比べたとき，武力によって王権を握った『古事記』の二王の，とりわけオケの力がきわだってみえる。

ところで，プロット（D）については，後次の編入とみる説がある。直木孝次郎は，イヒトヨが二王を宮に上らせた記述の後に歌垣の物語が続くという話の転換が唐突であり，この歌垣とシビ討滅の部分を除いて，イヒトヨが二王を宮に上らせる叙述（2節引用本文，オ）に二王の互譲（2節引用本文，ク）を繋ぐほうが自然であると説く¹⁵。このプロットが，『日本書紀』では武烈天皇と平群鮪臣との影媛をめぐる歌場の争いと，鮪臣の討伐として叙述されることをみても，（D）が後次に組み込まれたとの見解は説得力に富む。

仮にプロット（D）を取り除き，プロット（C）と（E）を繋いでみると，イヒトヨが二王を宮に上らせた後，オケが王位を決定するという筋になる。つまり，（D）を取り除いても，オケが王位を決めることに変わりはない。

プロット（E）は「於是」という語で始まる。小野田光雄は，『古事記』の文章は「於是」が一章を総括し，「尔」が一章の構成要素として独立性を持つ一節を統括するとした¹⁶。これによればプロット（E）は，二王が相譲り，オケが二王の即位の順を決したという大段落とみてよく，この後に「顕宗記」が直結することからすれば，顕宗天皇即位の前提となる記事と認められる。ここから推すに，オケが，ヲケと自分の即位を決定するという筋立ては，『古事記』のオケ・ヲケの物語の根幹をなすものと考えてよいだろう。これに対し『日本書紀』では，清寧天皇がオケを皇太子とした後，オケに位を譲られた顕宗天皇が，オケを皇太子に置くことを引き継ぐ形となっており（「五年に，白髪天皇，崩りましぬ。天皇，天下を以て弘計天皇に譲りたまふ。皇太子と為りたまふこと，故の如し」（仁賢即位前紀），オケが自ら図って即位を決したわけではない。『記』『紀』を比べれば，『古事記』には王位決定者としてのオケの能動性がある。

『記』『紀』において二王はオケ（大・ケ）・ヲケ（小・ケ）という対の名を持ち，対であることの物語的表現として終始行動を共にし，さらに複数回の互譲のエピソードを持つ。だが，女のタシラカとオホド（継体天皇）の婚姻により，血統を後代に繋ぐのはオケ（仁賢天皇）である。『古事記』においては王位につく者を決定し，『日本書紀』においては清寧天皇に皇太子として遇され，オケは『記』『紀』の物語において正

統性を与えられている。二王については、『日本書紀』に記されるオケの「諱」または「更名」の「オホシ」(「仁賢紀」に諱「大脚」, 更名「大為」。「顕宗即位前紀」の「譜第」に更名「大石尊」)を「オケ」より古い実名とみて、この「オホシ」をもとに物語が形成されたとみる説がある¹⁷。「オホシ」は、『記』『紀』に「意祁・袁祁」「億計・弘計」「嶋稚子・来目稚子」と対で記される兄弟二王の名のなかで単立する名であるから、この「オホシ」という人物がオケの原型である可能性は高いように思う。この人物の物語を展開させる推進力として対置されたのが「弟」であったかと思われる。弟のヲケが行動を起こすことによって物語は展開するが、最後には正統を継ぐ者として兄のオケが登場する、という『記』『紀』の物語の構造は、これを示唆する。

2. 『記』『紀』におけるイヒトヨ

2.1 イヒトヨの名

さて、『記』『紀』において清寧天皇崩御後に、忍海の角刺宮で王権に関わったとされるイヒトヨは、『記』『紀』においてどのように位置づけられるのか。はじめにイヒトヨの名を手がかりとして、イヒトヨ像の成り立ちを探る。

『記』『紀』のイヒトヨの記事には、「イヒトヨ」「アラミ/アラ」「オシヌミ/オシヌミベ」の三つの名が混在することが知られるが、これらの名は「亦名」で繋がれたり、「一曰」のように別伝とされたり、複合形であらわれたりする。「亦名」が異なる神格や人格を統合する際の用語であることは夙に菅野雅雄¹⁸が論証しており、三つの名はそれぞれの伝承を担う人格と考えられるが、あらためて問題を整理したい。なお本稿では、三つの人格の一つについては「イヒトヨ」と括弧付きで書き表し、統合されて『記』『紀』の叙述に現れるものはイヒトヨと書き表すこととする。下に『記』『紀』のイヒトヨの記事を引き、「イヒトヨ」に二重下線、「アラミ/アラ」に下線、「オシヌミ/オシヌミベ」に波下線を付す。

【古事記】

- ア. 此天皇、娶葛城之曾都比古之子、葦田宿禰之女、名黒比売命、生御子、市邊之忍齒王。次御馬王。次妹青海郎女、亦名飯豊郎女。[三柱。] (「履中記」)
- イ. 故、天皇崩後、無可治天下之王也。於是、問日繼所知之王、市邊忍齒別王之妹、忍海郎女、亦名飯豊王、坐葛城忍海之高木角刺宮也。(「清寧記」)
- ウ. 於是、其姨飯豊王、聞歎而、令上於宮。(「清寧記」)

【日本書紀】¹⁹

- a. 秋七月己酉朔壬子、立葦田宿禰之女黒媛為皇妃。々生磐坂市邊押羽皇子・御馬皇子・青海皇女。[一曰、飯豊皇女。] (「履中紀」元年七月)
- b. [譜第曰、市邊押磐皇子、娶蟻臣女美媛、遂生三男二女。其一曰居夏姫。其二曰億計王、亦名嶋稚子、更名大石尊。其三曰弘計王、更名来目稚子。其四曰飯豊女王、亦名忍海部女王。其五曰橘王。一本以飯豊女王、列叙於億計王之上。蟻臣者葦田宿禰子也。] (「顕宗即位前紀」)
- c. 秋七月、飯豊皇女、於角刺宮、與夫初交。謂人曰、一知女道。又安可異。終不願交於男。[此曰有夫、未詳也。] (「清寧紀」3年7月)
- d. 是月、皇太子億計王與天皇讓位。久而不處。由是、天皇姉飯豊青皇女、於忍海角刺宮、臨朝秉政。自稱忍海飯豊青尊。当世詞人歌曰、野麻登陸欄、瀾我保指母能婆、於尸農瀾能、莒能陀寄紀儺屢、都奴娑之能瀾野。(「顕宗即位前紀」清寧5年正月是月)
- e. 冬十一月、飯豊青尊崩。葬葛城埴口丘陵。(「顕宗即位前紀」清寧5年11月)

「アラミ/アラ」(青海2例/青3例), 「イヒトヨ」(飯豊10例), 「オシヌミ/オシヌミベ」(忍海2例/

忍海部1例)について、およそ次のことを認め得る。

「アヲミ」は「履中記」「履中紀」の系譜記事で、亦名や別伝の「イヒトヨ」に先立って記される。履中天皇と葛城氏のクロヒメとの間の女で、オシハとミマの妹である (ア, a)。「アヲ」は「顕宗紀」のみに現れる。「アヲ」単独では現れず、「オシヌミ」「イヒトヨ」との複合形の最後尾に置かれる (d, e)。

「イヒトヨ」の名 (複合形を含む) の用例は最多で (ア～ウ, a～e に計 10 例), 「イヒトヨ」を筆頭名または単独 (複合形を含む) で用いる例も多い (ウ, b, c, d, e)。系譜以外の叙述に現れる傾向がある (イ, ウ, c, d, e)。

「オシヌミ」は『記』『紀』ともに忍海の角刺宮で王権に関わるくだりに現れる (イ, d)。

上記から、おおよそ次のようなことが推定できる。「アヲミ」に関する系譜は、「履中記」(ア)「履中紀」(a)ともに同じであって、「アヲミ」はこの人格の筆頭名であり、またこの名が他に現れないことからして、「アヲミ」は履中天皇の女でオシハの妹とみてよいだろう。履中天皇の母は葛城のソツビコの女・イハノヒメであり、履中天皇とソツビコの孫・クロヒメとの間に生まれたのが「アヲミ」であるから、この系譜は葛城氏系のものと思われる。

一方、「イヒトヨ」をこの人格の筆頭名とする系譜は、「顕宗即位前紀」の「譜第」である (b)。「譜第」は『日本書紀』編修者が照会した原資料で葛城氏の保持したもの²⁰とみられるが、これによれば「イヒトヨ」はオシハと葛城氏の子ハエヒメとの間に生まれた三男二女の一人で、オケ・ヲケの妹 (「一本」では姉) である。西條勉は「譜第」の系譜を原伝とみるが²¹、「イヒトヨ」を筆頭名とする様態からみて納得できる見解である。オケ・ヲケの姉妹の「イヒトヨ」が、『記』『紀』のイヒトヨを形づくる核となったものであろう。ただし、『日本書紀』は「履中紀」でオシハの妹の「アヲミ」が別資料では「イヒトヨ」とあることを示しながら (a), 「清寧紀」では「譜第」の「一本」と同じくヲケの姉とし (d), 齟齬を来した。この背景には卷十二 (履中紀)「反正紀」と卷十五 (清寧紀)「顕宗紀」「仁賢紀」の筆録者の相違²²があるだろう。

「アヲミ」(履中女でオシハの妹) と「イヒトヨ」(オシハの女でオケ・ヲケの姉妹) の系譜がともに葛城氏系のものであれば、両者の統合は起こり得ることである。「顕宗即位前紀」の「臨朝兼政」以降の記事において「イヒトヨ」と「アヲ」は複合名として一体化してあらわれるが (d, e), これは「亦名」方式より新しい段階のものであろう²³。「アヲ」は「オシヌミ」「イヒトヨ」との複合形の最後尾に置かれることからみて、複合による「アヲミ」の省略形であろうが、この直前に「イヒトヨ」が置かれることからして、「イヒトヨ」に「アヲミ」が統合されたものとみられる。また、「アヲミ」が廃され「イヒトヨ」に代わっている「履中紀」の「一曰」の例 (a) も、「亦名」方式の統合より進んだ段階のもので推定される。

「アヲミ」「イヒトヨ」については、ともに古様の名であるとの指摘がある。義江明子によれば、色名の「アヲ」は古代首長にふさわしい呪力をもつ男女両用の名である²⁴という。また、鳥獣の名をもつ5世紀までの王族・豪族に対し、6世紀半ば以降に部の名をもつ王族・豪族があらわれる²⁵という。この説によれば、鳥名の「イヒトヨ」²⁶と色名の「アヲ」に対し、部名の「オシヌミベ」は新しいということになるが、氏族伝承の観点からもそのことは裏付けられる。

「オシヌミ/オシヌミベ」が王統譜に組み込まれた形で『記』『紀』にあらわれる背景には、忍海氏の関与が推定されている²⁷。忍海氏は葛城氏の勢力下にあった氏族で、葛城氏が6世紀半ばに没落した後も、色古夫娘を天智天皇の後宮に入れるほどの力を有していた。色古夫娘は忍海造小龍の女で、天智天皇との間に川嶋皇子を儲けた。この川嶋皇子は、天武天皇から帝紀及び上古の諸事の記定を命じられた王族・群臣12名の筆頭に位置する (天武紀)10年3月)。これにより忍海氏が自家の伝承を王統譜に結びつける機縁を得たとの推定は自然であり、「オシヌミ/オシヌミベ」がイヒトヨの伝承に絡んだ時期は、7世紀後半以降と推定される。

以上をまとめれば、『記』『紀』における「イヒトヨ」「アヲミ/アヲ」「オシヌミ/オシヌミベ」の三つの名の混在の事情は、次のように推測される。葛城氏の所持する伝承のなかに、履中天皇の女でオシハの妹の「アヲミ」と、オシハの女でオケ・ヲケの姉妹の「イヒトヨ」が別個に存在していた。この、オシハの女

でオケ・ヲケの姉妹の「イヒトヨ」が、イヒトヨ伝承の核となったものである。次の段階で、この「アヲミ」と「イヒトヨ」が統合され、“履中天皇の女でオシハの妹のイヒトヨ”が形成されるが、その一方、履中天皇の女でオシハの妹の「アヲミ」の伝承と、オシハの女でオケ・ヲケの姉妹の「イヒトヨ」の伝承も残存した。資料からみれば、「アヲミ」と「イヒトヨ」、およびその統合された人格は王族の女性だが、とくに王権に関わったという要素はみえない。

その後の段階で、“履中天皇の女でオシハの妹のイヒトヨ”に「オシヌミ / オシヌミベ」が統合される。一方、オシハの女でオケ・ヲケの姉妹の「イヒトヨ」にも「オシヌミ / オシヌミベ」が統合される。この統合には忍海氏の関与があり、ここで「忍海」の名を持ち「忍海」に住まい、王権に関与した女性像が成立したのではないか。

こうした過程を想定すれば、「イヒトヨ」「アヲミ / アヲ」「オシヌミ / オシヌミベ」の三つが複数集合して形成された名—「飯豊青」「忍海飯豊青」—で叙述される「顕宗即位前紀」の伝承は、最も遅い時期に成立したものと考えられる。『記』『紀』に共通して現れるイヒトヨの姿—清寧天皇崩後に忍海の角刺宮で政事を行う、継体天皇擁立以前、律令制以前の女性執政者（イ、d）—は、7世紀後半、天武朝以降の成立と考えられる。

2.2 『記』『紀』のイヒトヨ

『記』『紀』のイヒトヨには、前節でみたように別個の伝承的人格が統合されており、その意味でイヒトヨは実在しない創作上の人物である。そして、清寧天皇崩後に忍海の角刺宮で政事を行うイヒトヨという女性執政者の伝承が成立したのは天武朝以降のことであろう。

イヒトヨについては、①巫女王の役割を持つ存在²⁸ ②神の妻から男王の后に移行する過程にあらわれる、夫を持つ女性統治者²⁹ ③古代日本の女性統治者が未婚者から既婚者へと変質する過渡期の像³⁰ ④5世紀末の男系王位継承者の欠乏下の王女による一時的な大王代行³¹ などの見方がある。実は①②③は、「清寧紀」の記事「飯豊皇女、角刺宮にして、與夫初交したまふ。人に謂りて曰はく、ひとはし女の道を知りぬ。又安にぞ異なるべけむ。終に男に交はむことを願せじ。[此に夫有りと曰へること、未だ詳かならず]」（3年7月。前節引用本文c）を根拠の一つとしている。①についてはこの記事を「祭祀の上の結婚」³²とみるか、「神妻としての資格をなくした」³³とみるかの違いはあるが、どちらもイヒトヨの処女性に巫女のイメージが重なることによる解釈であろう。だがイヒトヨを巫女とする直接的根拠はない。②③も夫の記述があることによる解釈だが、これを既婚という概念で捉えることが妥当とも言いきれない。何よりもこの記事が『日本書紀』のみにあり、『古事記』に類似の記述がないことは、『日本書紀』がその構想上必要としたイヒトヨ像の手がかりとはなり得ても、『古事記』の手がかりとはなり得ないことをあらわしている。

そこで、『記』『紀』それぞれの文脈に従ってイヒトヨの事績を読み解くこととしたい。

『古事記』は、イヒトヨをオシハの妹でオケ・ヲケのヲバとする。これは、「イヒトヨ」（オシハの女でオケ・ヲケの姉妹）を「アヲミ」（履中天皇の女でオシハの妹）に統合することによって成り立つ系譜を採用したということだが、この結果、履中天皇の女であるイヒトヨはオケ・ヲケよりも血統上優位に位置することになる。ところがイヒトヨは、物語のなかでは「市邊忍齒別王の妹、忍海郎女、亦の名は飯豊王」、「其の姨、飯豊王」と、もっぱらオシハとオケ・ヲケの父子に係る統柄をもって記されており³⁴、履中天皇の女であるという表現は回避されている。ヲケの統柄記事（「伊弉本別王の御子、市邊忍齒王の御子」）と名告り（「天の下治めたまひし伊耶本和氣天皇の御子、市邊の押齒王の奴末」）が、明確に履中天皇に結びつけられていることと対比したとき、その感はいっそう強くなる。この理由を求めれば、武烈天皇以前の女性執政者であることに帰するのではないか。『古事記』における初の、そして唯一の女性天皇であり、また『古事記』の叙述の最後に位置する推古天皇は、『古事記』に深く関わる天武天皇に連なる継体天皇以降の王統に属している。この推古天皇とイヒトヨとは、同列に扱い得ないということであろう。

『日本書紀』ではオケが皇太子に定まっており、イヒトヨの執政はオケ・ヲケの互譲による限定的な措置

であることから、『古事記』のイヒトヨの役割を、『日本書紀』に比して大きいとみる説がある³⁵。たしかに『古事記』はイヒトヨを日継を知らず王と位置づけ、清寧天皇崩後の王権における執政者として描いている。しかし、1章3節で述べたように、『古事記』のイヒトヨはオケ・ヲケを上京させたことで群臣の不穏な動きを招いたように見え、また、その後のイヒトヨの動向はまったく叙述されない。イヒトヨはヲバとして二王を上京させるまでは庇護者的な立場にあったといえようが³⁶、上京後のオケ・ヲケは結局自らの力で王権を掌握したのであって、そこにイヒトヨの関与をみることはできない。『古事記』においてはプロット(C)と(D)との間で、ヲバのイヒトヨと甥の二王の力関係が逆転している。『古事記』は『日本書紀』にないプロット(D)を組み込むことで、イヒトヨの王権統治力を弱めてみせている。イヒトヨの統治は周到な用意のもとに、抑制的に叙述されたとみるべきである。

では、『日本書紀』はどうか。イヒトヨの執政に関わる叙述を改めて引くと、「五年の春正月に、白髮天皇崩りましぬ。是の月に、皇太子億計王と天皇と、位を譲りたまふ。是に由りて、天皇の姉、飯豊青皇女、忍海角刺宮に、臨朝秉政したまふ。自ら忍海飯豊青尊と称りたまふ。当世の人、歌して曰はく、『倭辺に見が欲しものは 忍海の この高木なる 角刺宮』。冬十一月に、飯豊青尊、崩りましぬ。葛城埴口丘陵に葬りまつる」(「顕宗即位前紀」清寧5年)とある。清寧天皇崩御後の二王の互譲によりイヒトヨは執政するが、自ら忍海飯豊青尊と称し、当世の人々が宮讃めの歌を歌ったという。尊名を自称し広宣するという行為にも、人々の宮讃めという行為にも、王権と群臣及び人民間の疎通と、イヒトヨが執政することへの群臣と人民の承認が看取される。「忍海飯豊青尊」の風格をあらわす叙述であり、むしろ『古事記』のイヒトヨに増して、堂々たる女性執政者の権威を表現し得ているようであるが、イヒトヨは執政10か月で薨去する。

この記事の時点に先立つ清寧3年7月に、『日本書紀』は本節で先にふれた「飯豊皇女、角刺宮にして、與夫初交したまふ。人に謂りて曰はく、ひとはし女の道を知りぬ。又安にぞ異なるべけむ。終に男に交はむことを願せじ。[此に夫有りと曰へること、未だ詳かならず]」(「清寧記」)という記事を載せている。イヒトヨの処女性や巫女性を説明するものと解する説があるのは前述のとおりである。これに対し、義江明子はこの記事がイヒトヨの臨朝秉政の伏線とみて、執政時のイヒトヨには夫はいなかったことをあらわすものと解する³⁷。荒木敏夫は、イヒトヨの婚姻関係の拒絶の宣言とみて、王位継承権のある王子が生まれることを未然に防ぐものと解する³⁸。また、吉村武彦は、イヒトヨは固定した夫婦関係をもたない独身に近い女性で、子どもをつくらなかったとみる³⁹。

本稿は、この記事がイヒトヨ執政の伏線とみることは義江と同様だが、婚姻拒絶とみる荒木説に近い捉え方をしている。夫の有無にかかわらず、女性が男性と交接しないことを突き詰めれば、子を産まないことに直結する。しかも、「人に謂りて曰はく」とあるので、交接しないこと、ひいては今後子を持たないことを広宣したとの文意である。イヒトヨの出産が王統にとって重大事となり得ることを、イヒトヨの執政の前に示したものと考えられる。

この記事はイヒトヨ執政の始まる約1年半前のものであるから、イヒトヨは執政時点で子を持たず、またその後も子を産む可能性がないということになる。イヒトヨの血筋が王の血統に入らないということであるが、逆にイヒトヨは王統から疎外された存在となることで執政権を得たともいえる。そして、イヒトヨの薨去と葛城埴口丘陵への埋葬が、清寧天皇の河内坂門原陵埋葬と同年同月(清寧5年11月)であることは象徴的である。この後に二王の互譲記事が続くので、『日本書紀』のイヒトヨは、自らの死と引き換えに二王の即位を達成したことになる。

このような叙述からみてとれるのは、『日本書紀』がイヒトヨの執政を抑制的に叙述しようとしたことである。まず、イヒトヨが王位につく可能性を、オケ皇太子の存在と、執政期間10か月でのイヒトヨの薨去で、二重に打ち消している。また、執政以前に交接の拒否を宣言させ、イヒトヨの血筋が王統に入ることを未然に防いでいる。おそらく『日本書紀』においても、イヒトヨを推古天皇以降の女性天皇と同列に扱えないとの認識があったものであろう。

以上をとおして明らかなように、清寧天皇崩御後に忍海の角刺宮で政事を行うイヒトヨの姿は、『記』『紀』

それぞれの方法で抑制的に表出されている。仮に、表1(B)のプロット—イヒトヨの執政—を取り外したとしても、『記』『紀』ともにオケ・ヲケの物語に不都合は生じない。イヒトヨの存在や、清寧天皇の崩御とオケ・ヲケの発見・上京の先後にかかわらず、オケ・ヲケが王位を継げば、物語はひとつの達成を果たすのである。イヒトヨは王権への関与を記されながら、あくまでも王ではない。『記』『紀』はそれぞれの構想に従って、イヒトヨの王権への関与を抑制的に叙述することに腐心している。

結び

『記』『紀』の長大なオケ・ヲケの物語は、王統上重要な位置を占めるオケ・ヲケ二王の即位の正当性を語るとともに、王統譜においてとりわけ重要な位置にあるオケ（仁賢天皇）の正統性を語るために用意されたものである。

『古事記』が二王の即位の正当性を語る手段として用いたのは、ヲケとシビの歌垣と、それに続くオケ・ヲケによるシビ討伐のプロットを物語に組み込むことであった。日継を知らず王として群臣から認められていたはずのイヒトヨの力によらず、オケ・ヲケは自ら謀り臣下を殺すことによって即位を正当化し、王統を継ぐことを得た。

『古事記』がオケの正統性を語る手段として用いたのは、オケ自身の宣明であった。シビ討伐の後、オケはヲケの即位を決め、さらに自らがその後即位することまで決める。武力で王権を握った二王のうち、王権に関わる重大事の決定権を持つのはオケであり、オケこそが正統であることを、『古事記』はオケ自身に語らせる手法を用いて示したのである。

こうした『古事記』の手法に対し、『日本書紀』が二王の即位の正当性、及びオケの正統性の根拠とするのは、清寧天皇の決定である。清寧天皇はオケを皇太子、ヲケを皇子とすることで二王の即位の正当性を保証する。二王の互譲により即位順は逆になるが、あくまでも正統は皇太子とされたオケにある。このように『日本書紀』が王権の秩序のもとに整然と王位継承を行う段取りであることと比べると、『古事記』のオケ・ヲケには律令制以前の古代の王の姿がみえるようである⁴⁰。

『記』『紀』の物語において、オケ・ヲケの即位に関わる者として記されるイヒトヨは、創作された人物である。イヒトヨの核となる原像は「顕宗即位前紀」の「譜第」にあるオケ・ヲケの姉妹の「イヒトヨ」であると推測される。いくつかの段階を踏み、忍海氏の関与により、忍海の角刺宮の女性執政者の姿を形成したのは天武朝以降と考えられる。だが、仮にイヒトヨの執政記事を取り除いても、オケ・ヲケの物語の筋立てに支障はない。清寧天皇の崩御と二王の発見・上京の先後にかかわらず、二王が発見され、王位を継げば、オケ・ヲケの物語は完成するのであって、そこにイヒトヨが介在する本質的な必要性はない。イヒトヨの王権への関わりについて、『記』『紀』はきわめて抑制的に叙述している。

注

¹ 真福寺本に対し、卜部系諸本は「履中記」のみに「子」の統柄があるが、以降の天皇記にはない。西宮一民は、真福寺本の統柄を和同奏覧本の当時からあったものとみる（西宮一民編、『古事記 修訂版』、おうふう、2003 修訂三版）。本稿もこれに従う。

² 大橋信弥はこの物語を、傍系の王族に出自する顕宗天皇・仁賢天皇の即位を正当化すべく述作され、また欽明天皇の正当性の根拠となるその母（仁賢皇女・タシラカ）の出自を明らかにすることにあると説く（大橋信弥、『日本古代の王権と氏族』、吉川弘文館、1996、pp.66-106）。

³ 本居宣長、『古事記伝』、十四之卷（『本居宣長全集 第十卷』、大野晋編、筑摩書房、1968、pp.114-115）

⁴ 山口佳紀・神野志隆光校注・訳、『新編日本文学全集 古事記』、小学館、1997、p.110

⁵ 以下、『古事記』のテキストは、西宮一民編『古事記 修訂版』（おうふう、2003 修訂三版）による。

- 6 本居宣長、『古事記伝』、四十三之卷甕栗宮卷（『本居宣長全集 第十二巻』、大野晋編、筑摩書房、1974、p.330
- 7 大野晋・佐竹昭広・前田金五郎編、『岩波古語辞典』、岩波書店、1974、p.920
- 8 折口信夫、「女帝考」、『折口信夫全集 第二十巻』、中央公論社、1967 新訂版、pp.1-23（初出『思索』第3号、思索社、1946）
- 9 荻原浅男・鴻巣隼雄校注・訳、『古典文学全集 古事記 上代歌謡』、小学館、1973、p.332
- 10 山口佳紀・神野志隆光校注・訳、『新編日本文学全集 古事記』、小学館、1997、p.355
- 11 大脇由紀子，“飯豊王と「詠の名告り」—『古事記』の話素の機能—”，『中京国文学』21、2002、pp.30-41
- 12 石田千尋，“清寧記ヲケ物語の歌垣をめぐる”，『山梨英和短期大学創立三十周年記念 日本文芸の系譜』、笠間書院、1996、pp.1-18
- 13 辰巳和弘は、シビの伝承に平群氏の関与を指摘する。（辰巳和弘，“平群氏に関する基礎的考察（上）”，『古代学研究』、64、1972。同，“平群氏に関する基礎的考察（下）”，『古代学研究』、65、1972）
- 14 石田、注12 掲出論文
- 15 直木孝次郎、『夜の船出』、塙書房、1985、pp.286-313（初出“平群鮪をめぐる歌物語の成立について”，『五味智英先生古稀記念 上代文学論叢 論集上代文学 第八冊』、笠間書院、1977、pp.93-110）
- 16 小野田光雄、『〔古事記・続日本紀・風土記〕ノ文献学的研究』、続群書類従完成会、1996、p.25（初出“古事記の助字「爾」について”，『古事記年報』2、1956）
- 17 山尾幸久は、オホシ（大石）・ヲシ（小石）という実名を想定し、隅田八幡神社蔵人物画像鏡銘のヲシ大王（曰十大王）を實在のモデルとする（山尾幸久、『日本古代王権形成史論』、岩波書店、pp.424-442）。西條勉は、敏達から天武朝に至るタラシ系の王家が皇統譜を再編するなかで、オホシが兄弟二王の物語に分裂したと説く（西條勉、『古事記と王家の系譜学』、東京、笠間書院、2005、pp.391-420（初出“イヒトヨとオケ・ヲケ物語の系譜論的考察—〈カヅラキーンソガ〉系から〈ワニーオキナガ〉系へ—”，『国士舘大学文学部創設三十周年記念論集』、1996）
- 18 菅野雅雄、『菅野雅雄著作集 第一巻 古事記論叢 I 系譜』、おうふう、2004、pp.29-269（原本『古事記系譜の研究』、桜楓社、1970）
- 19 『日本書紀』テキストは、坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注『日本古典文学大系 日本書紀上』（岩波書店、1967）、同『日本古典文学大系 日本書紀下』（同、1965）による。
- 20 大橋、注2 掲出書。西條、注17 掲出書
- 21 西條、注17 掲出書
- 22 青木周平、『青木周平著作集 中巻 古代の歌と散文の研究』、おうふう、2015、pp.29-269（原本『古代文学の歌と説話』、若草書房、2009）青木は森博通の『日本書紀』区分論に従って指摘している（森博通、『古代の音韻と日本書紀の成立』、大修館書店、1991）。
- 23 菅野、注18 掲出書
- 24 義江明子、『つくられた卑弥呼—〈女〉の創出と国家』、筑摩書房（ちくま新書）、2005、pp.112-135
- 25 義江、注24 掲出書
- 26 『新撰字鏡』（天治本）に「鴉、[以比登与、又与太加]」（享和本には「鴉」。[]は小書双行。『新撰字鏡 国語索引』、臨川書店、1975）。『類聚名義抄』に「鴉鵲 [フクロフ イヒトヨ]」（『類聚名義抄』、風間書房、1978）。菅野雅雄はイヒトヨの表記が『記』『紀』ともに「飯豊」であることから、穀物の豊かさを象徴する名とみるが（菅野、注18 掲出書、pp.292-325）、「皇極紀」に「休留 [休留は茅鴉なり]、豊浦大臣の天津の宅の倉に子産めり」（3年3月）とあることと古辞書の説明を考えあわせれば、フクロウとみるべきであろう。
- 27 大橋、注2 掲出書。菅野、注18 掲出書、pp.292-325
- 28 折口、注8 掲出書。上田正昭、『日本の女帝』、講談社（現代新書）、1973、pp.19-32。小林敏男は巫女的

性格と穀母神的性格を併せもつとみる。(小林敏男,『古代女帝の時代』,校倉書房,1987,pp.126-129)
西條勉はイヒトヨの原像をヒメヒコ制のヒメとして祭祀に関わる者とみる。(西條,注17掲出書)。

29 義江,注24掲出書

30 成清弘和,『女帝の古代史』,講談社(現代新書),2005,pp.60-71

31 荒木敏夫,『可能性としての女帝』,青木書店,1999,pp.56-77

32 折口,注8掲出書

33 西條,注17掲出書

34 兄を出自とする統柄記事が異例であることについては,中庭和樹の指摘がある。中庭和樹,“『古事記』
飯豊王の出自記事—記載方法の意味するところ—”,『日本文学論究』63,国学院大学国文学会,2004,
pp.33-40

35 西條,注17掲出書

36 大脇,注11掲出論文

37 義江,注24掲出書。義江はイヒトヨの「夫」を,古代新羅の女王の「匹」のような内縁の夫と想定する。

38 荒木,注31掲出書

39 吉村武彦,『女帝の古代日本』,岩波書店(岩波新書),2012,pp.29-35

40 本稿はヲケ即位までを中心に述べたが,長大な物語の最後のプロット(1章1節の筋立て⑤)で,『記』
『紀』は,顕宗天皇(ヲケ)が父王を殺した雄略天皇陵の破壊を命じ,オケが制止したことを叙述する。
『日本書紀』においてはオケが「不可」と諫止し,破壊は実行されなかった。天皇陵の破壊は,律令制
下では「大逆」にあたる罪である(「二曰。謀大逆。〔謂。謀毀山陵及宮闕。〕」『名例律』「八虐」。引用は,
井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫校注,『日本思想大系 律令』,岩波書店,1976,による)。オケ・
ヲケは律令制以前に位置する天皇だが,『日本書紀』の叙述は律令を反映したものと推測され,オケの
諫止は律令に則った判断である。『古事記』が,オケが「其の陵の傍の土を少し掘りつ」と陵を少し毀
損したと記すのに対し,『日本書紀』の叙述は新たな律令的知識を付加している。